

第6号様式(第2集の2関係)(日本運送規格A判4号)

種別 交通空地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(4年度)

千葉県 運輸支局 宛て

住所 千葉県船橋市前原西4-4-8

運送者名 特定非営利活動法人ロンの家福祉会

代表者名 理事長 池田剛子 (役員も記入可)

電話番号 047-478-3701

概況(令和5年3月31日現在)

Table with columns for vehicle types (乗台車, 車いす車, 茶用車, etc.), routes (路線), and passenger categories (イ:身体障害者, ロ:精神障害者, etc.).

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

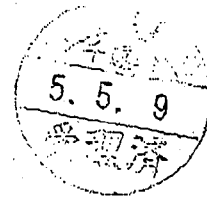
Table showing transport statistics including kilometers traveled (走行キロ), number of passengers (輸送人員), and revenue (運送収入).

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

Table showing accident statistics for road traffic accidents (交通事故), major accidents (重大事故), deaths (死者), and injuries (負傷者).

備考

- 1. 種別の項には、該当する事項を○で囲むこと。
2. 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の項については、運輸支局又は運輸支局の管轄区域ごとの又は指定都道府県等の区域ごとの、当該運輸支局又は運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通に自家用有償運送又は福祉有償運送について、発生を受けた運送の事務所に設置されている自家用有償旅客運送自動車について記すこと。
3. 全国の項については、発生地を発生した全ての運送の区域に於ける交通に自家用有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
4. 自家用有償旅客運送自動車等の項()には、無自動車数を記載すること。
5. 運送する旅客の集団及び輸送については、福祉有償運送に係る運送施設施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イ(5)までに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
6. 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合に於ては輸送人員を、路線の区域を定めて行う場合に於ては運送回数を記載すること。
7. 交通事故とは、運輸交通法(昭和35年法律第108号)第72条第1項の交通事故をいう。
8. 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。



(施行規則第51条の25関係)

参考様式第八号

身体状況等、態様ごとの会員数 (令和4年度末現在)

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人ロンの家福祉会

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	
5 級	1	要 介 護 2	
4 級		要 介 護 3	
3 級		要 介 護 4	
2 級	1	要 介 護 5	
1 級		合 計	0
合 計	2	要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	
3 級	0	要 支 援 2	
2 級	5	合 計	0
1 級	2	基本チェックリスト該当者	人 数
合 計	7	合 計	0
知的障害者	人 数	その他の障害を有する者	人 数
軽 度		肢 体 不 自 由	
中 度	8	内 部 障 害	
重 度	44	知的障害 (認定者を除く)	
合 計	52	精神障害 (認定者を除く)	
総合計	57	そ の 他	
		合 計	0